

新潟県条例第23号

新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(設備) 第25条 基準省令第188条第1項各号(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、 <u>基準省令第205条第1項から第4項まで</u>)に掲げる設備は、利用者へのサービスの向上及び介護予防短期入所療養介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。	(設備) 第25条 基準省令第188条第1項各号(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、 <u>基準省令第205条第1項各号</u>)に掲げる設備は、利用者へのサービスの向上及び介護予防短期入所療養介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。